

令和6年度貝塚市地域防災計画修正の概要

1 修正の趣旨等

貝塚市地域防災計画の令和5年度修正に対する大阪府参考意見、令和6年能登半島地震の教訓等、内容の見直し・施策の進展、表現・記述の修正等の経年変化等を踏まえた修正。

※ 今回（令和6年7月予定）の修正において、関連する大阪府地域防災計画の改定は行われておらず、貝塚市独自の修正のみ。（国の基本計画は6月28日に改定）

2 修正業務の経過等について

- 5月：庁内部長等意見照会
- 6月：庁外委員意見照会
- 7月11日：庁内審議
- 7月24日：防災会議

3 修正の概要について

【凡例】

- ・下記文中の「(p□)」は、新旧対照表の頁（ページ）を示す。
- ・『4 指定□□』などの『』を付した記述は、修正箇所を含む項目を示す。

(1) 大阪府計画（同参考意見を含む。）又は法改正等に基づく修正

ア 大阪府計画（参考意見含む。）に基づく内容の追加

- 水防と河川管理等の連携に係る事項の追加（p11）
- 大阪府緊急防災推進員に係る事項の追加（p11）
- 災害情報等の収集伝達に係る事項の追加（p12）
- ボランティアの受入に係る事項の追加（p15）
- 「大阪管区气象台」について、役割等の追加（p3）
- 「大阪府LPガス協会」について、役割等の追加（p4）

イ 法改正等に基づく修正

- 『総則 第2節 市域の概況』（p1）
 - ➡ 市役所の座標修正（測量法改正）
- 『第1章 第5節 緊急輸送体制の整備 第5 交通規制体制の整備』（p5）
 - ➡ 法改正等に基づく緊急通行車両等事前届出制度の修正（災対法施行令改正）
- 『第1章 第10節 避難行動要支援者体制の整備 第1 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成』（p9）、『第6章 第1節 避難誘導』（p13）、『第6章 第1節 避難誘導 第2 避難者の誘導』（p13）
 - ➡ 法・関係指針の改正、制度変更等に基づく、避難行動要支援者についての旧施策に係る修正、削除（災害対策基本法改正）

(2) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた修正（内容等の追加）

※ 被災地に派遣された職員、大阪府、報道等からの情報を参考

- 『第3 指定避難所等の指定・整備』（p6, p7）
 - ➡ “届出避難所”に係る内容の追加
- 『第3 指定避難所の管理・運営』（p14）
 - ➡ 指定避難所内の分離可能なスペース等の活用に係る内容の追加
- 『第5 指定避難所の早期解消のための取組み』（p15）
 - ➡ 指定避難所の早期解消の取組みに係る内容の追加

(3) その他（内容の見直し、施策の進展、表現・記述の見直し等）

ア 内容の見直し

- 『第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱』（p1, p2）
 - ➡ 関係部局の事務、役割の追加記載
- 『本計画における用語について』（p4）
 - ➡ “避難支援関係者”の追加
- 『第3 現地医療体制の整備』（p5）
 - ➡ 医療救護班編成基準の修正
- 『指定避難所等の指定・整備』（p6）
 - ➡ 指定福祉避難所についての項目及び運営の考え方の追加
- 『第1 建築物等の火災予防』（p11）
 - ➡ 啓発に関する内容の追加
- 『第2節 廃棄物の処理』（p16）
 - ➡ 関連する市の計画を追記

イ 施策の進展

- 『防災拠点機能等の確保及び充実』（p4）
 - ➡ 防災拠点（備蓄倉庫）の新設

ウ 表現・記述の見直し等

庁外関係機関及び庁内の意見により、機関名称の正式名称への修正、趣旨を変えない範囲での表現の修正、項目番号の修正、誤記の修正 等

3 細部修正内容

「新旧対照表」参照

4 資料編に係る主要な修正について

※経年変化等に基づく修正を行う。

- 「二色小学校及び第五中学校」の二色学園への統合に伴う名称等の修正
- 「市内医療機関一覧」、「薬局一覧」に係る内容の更新による修正
- 「緊急通行車両等事前届出」の制度変更等に伴う修正
- 「関係機関との協定等一覧」に係る修正